

H30「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施に関する内規の一部改正の主なポイント

全国森林組合連合会

No.	ページ	改正事項	新	旧	改正理由	備考
1	2	登録申請書の記載事項の追加	<p>1 事業体の登録及び研修生の人数の割当</p> <p>(1) 登録申請書の作成等</p> <p>ウ登録申請書の記載事項(略)</p> <p>⑨ <u>社会保険等の加入状況</u></p> <p>⑩ <u>林業・木材製造業労働災害防止協会への加入状況</u></p>	(新設)	雇用環境の改善を図るため、社会保険等の加入を促進する趣旨で加入状況を把握する必要があるため。	
2	13	FW1事業体の採択要件の追加	<p>3 FW研修</p> <p>(1) 要件</p> <p>イ 林業事業体の要件</p> <p>(ア)FW研修(1年目)</p> <p>a <u>実施要領別表1の林業事業体の要件の欄のFW研修(1年目)の項の第6号に掲げる過去5年間のFW研修(1年目)の研修生の定着率が原則として50%以上の林業事業体であることについては、過去5年間のFW研修(1年目)の研修生に関して、定着率が50%未満でありかつ5名を超える者が林業から離脱している場合において、当年度のFW研修生(1年目)の割当を行わないものとし、登録申請書により確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、不採択になった場合には、改善方針を提出させ、改善措置の実施状況の報告受け、改善が認められる場合は、次年度の採択を可能とする。</u></p>	(新設)	実施要領別表別表1のFW研修(1年目)の林業事業体の要件が新たに追加されたため、細部について規定した。	
3	15	林業大学校修了生のFW1の扱い	<p>3 FW研修</p> <p>(2)FW研修実施計画書の作成等</p> <p>イ(略)</p> <p><u>また、その他事業実施主体が必要と認める事項については、実施要領第2の2の(3)のイの(ア)に定めるFW研修(1年目)の集合研修の省略の有無を記載するものとする。</u></p>	(新設)	実施要領第2の2の(3)において、林業大学校修了生については、事業体の意思でFW1集合研修を省略することができることと定められたことから、研修実施計画書に省略の場合の記載方法について規定した。	

H30「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施に関する内規の一部改正の主なポイント

全国森林組合連合会

No.	ページ	改正事項	新	旧	改正理由	備考
4	17 18	研修実施日数減少理由書の提出	<p>3 FW研修 (4)FW研修実施計画書の変更 (略) また、計画研修日数に対し、変更研修日数が著しく減少する場合(計画研修日数の50%以下。(減少の理由が、研修中止又は研修からの離脱の場合を除く。))は、FW変更実施計画書提出時に、別表3に定める様式により、その理由を記載した書面(以下「研修実施日数減少理由書」という。)を添付するものとする。 なお、正当な理由がなく、変更研修日数が著しく減少する場合は、FW変更実施計画書を承認を行わないものとする。</p> <p>(7)FW研修実績報告書の作成等 また、研修計画日数に対し、研修実績日数が著しく減少した場合(計画日数の50%以下。(減少の理由が、研修中止又は研修からの離脱の場合を除く。))は、FW研修実績報告書提出時(上期及び年間)に、別表3に定める様式により、研修実施日数減少理由書を添付するものとする。 なお、正当な理由がなく、研修実績日数が著しく減少した場合は、実施要領第2の4の(2)のアの規定に基づき、助成金の一部又は全部を交付しないものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>なお、研修計画日数に対し、研修実績日数が著しく減少した場合(計画日数の50%以下(減少の理由が研修中止及び途中離脱を除く。))は、林業作業士(フォレストワーカー)研修実績報告書提出時に、別表3に定める様式により、その理由を記載した書面を添付するものとする。</p>	<p>実地研修日数を確保するため、実績報告書(上期)及び変更計画書で、計画日数に対し著しく減少する場合(50%以下)の理由書を提出させ、指導、監督・検査等を通じた事業体の取り組みを指導する。 また、計画日数に対し、実績報告書(年間)で著しく減少した場合、実施要領の規定に基づき助成金の交付を行わない旨規定した。</p>	
5	18	FW研修生の離脱届	<p>3 FW研修 (6)FW研修生の離脱 林業事業体は、FW研修生の研修からの離脱があった場合(研修生の減を含む。)は、別表3に定める様式により、FW研修生離脱届を作成し、速やかに、地方取りまとめ機関を経由して、本会に提出するものとする。 なお、研修からの離脱とは、研修生が研修期間の途中で退職等を理由にFW研修を取り止めることをいう。 また、研修生の減とは、FW研修生の一部がFW研修実施計画書承認日に遡って取り止めることをいう。</p>	<p>(新設)</p>	<p>研修生数の管理上、離脱状況及び理由を把握する必要があるため。</p>	
6	27	事業効果に係る調査	<p>8 定着率及び事業の効果に係る調査 (2)事業の効果に係る調査 地方取りまとめ機関は、旧「緑の雇用」事業研修修了者、旧「緑の雇用」事業を活用した又は本事業を活用している林業事業体等に対して、本事業又は旧「緑の雇用」事業の効果について、アンケート調査を実施し、速やかに、本会に報告するものとする。 なお、アンケートの内容については、別途、林野庁と協議の上定めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>実施要領第2の3の(2)のイの規定について、細部を規定した。</p>	
7	42	労働災害の発生について(報告様式の追加)	<p>別表 関係書類一覧表 19 労働災害の発生について 様式16-1 様式16-1-2</p>	<p>別表 関係書類一覧表 19 労働災害の発生について 様式16-1 (新設)</p>	<p>研修生の労働災害の発生時における指導員の配置・指導状況を把握するため、報告を義務化した。</p>	